

# 1 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳について

## (1) 身体障害者手帳

各種手続	持参	申請先
新規交付申請	診断書、写真(縦4cm 横3cm)、印鑑	ふくしかかり 福祉係
紛失・破損	身体障害者手帳(破損のみ)、写真、印鑑	
居住地変更	身体障害者手帳、印鑑	
障害程度変更	身体障害者手帳、診断書、写真、印鑑	
返還	身体障害者手帳	

- ※1、障がい者でなくなったとき、死亡したときは手帳を返還してください。
- 2、写真は、1年以内に撮影した、脱帽・上半身のものを用意してください。
- 3、診断書は申請日の3ヶ月以内に作成したものを用意してください。

## (2) 療育手帳

各種手続	持参	申請先
新規交付申請	印鑑、写真(縦4cm 横3cm) (18歳未満は児童相談所、18歳以上は北海道立心身障害者総合相談所の判定を受けたかた)	ふくしかかり 福祉係
紛失・破損	療育手帳(破損のみ)、印鑑、写真	
記載事項変更	療育手帳、印鑑	
返還	療育手帳、印鑑	

- ※1、住所・氏名・保護者が変わったときは、速やかに届け出てください。
- 2、障がい者でなくなったとき、又は死亡したときは速やかに手帳を返還してください。
- 3、写真は、1年以内に撮影した、脱帽・上半身のものを用意してください。

## (3) 精神障害者保健福祉手帳

各種手続	持参	申請先
新規交付申請 ・更新申請	診断書(初診日から6カ月を経過したもの)、又は、 障害年金証書・年金振込通知書(精神障がいを事由とするもの)印鑑、写真(縦4cm 横3cm)(新規のかたのみ)、精神障害者保健福祉手帳(更新時のみ)	ふくしかかり 福祉係
等級変更申請	更新申請と同じ、写真	
紛失・破損	精神障害者保健福祉手帳(破損のみ)、印鑑、写真	
記載事項変更	精神障害者保健福祉手帳、印鑑	
返還	精神障害者保健福祉手帳	

- ※1、診断書は申請日の6ヶ月以内に作成したものを用意してください。
- 2、障がい者でなくなったとき、又は死亡したときは速やかに手帳を返還してください。
- 3、証書と振込通知書はどちらかがあれば手続きできます。